

令和5年10月16日

ご近隣の皆様

(仮称)守谷SAスマートIC周辺土地区画整理  
組合設立準備委員会 会長 中島 伸一

## 地区界測量調査のお知らせ

清秋の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より守谷SAスマートIC周辺地区の事業化に向けた検討について、ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度地区界測量を下記のとおり行います。作業中は細心の注意を払いながら皆さまにご迷惑をかけないよう努めさせていただきますので、皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、作業員は守谷市が発行した身分証明書を携帯しております。

調査につきましてご不明な点等ございましたら、お手数ですが下記連絡先までご連絡をいただきますようお願いいたします。

### 記

1. 調査内容 施行地区内の地区界を明らかにする測量です。
2. 調査範囲 裏面地区界測量範囲図のとおり（守谷市野木崎地内）
3. 調査期間 令和5年10月25日から令和6年3月末日まで
4. 調査時間 午前8時30分から午後6時00分まで
5. 計画機関 守谷SAスマートIC周辺土地区画整理組合設立準備委員会
6. 作業機関 戸田建設株式会社関東支店  
協力会社：株式会社サポート（担当技術者：福住）  
ジェイ・サーベイ株式会社

### 【連絡先】

#### 戸田建設株式会社関東支店

住 所：埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目6番5号

電 話：048-827-1330

担 当：土木営業部 松本・関田

E-mail：takuya.matsumoto@toda.co.jp

ryuuma.sekita@toda.co.jp

#### 株式会社サポート

住 所：東京都台東区台東四丁目29番8号

電 話：03-3831-3981

担 当：福住（測量担当）

E-mail：r.fukuzumi@support-c.co.jp

## 【作業員が携帯する身分証明書】

<p>守谷発第 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>住 所 所属機関 氏 名</p> <p>上記の者は、土地区画整理法第7条の規定により、守谷市長の認可に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証明します。</p> <p>有効期限 令和 年 月 日から                   令和 年 月 日まで</p> <p style="text-align: right;">守谷市長 松丸 修久</p> <div style="border: 1px solid red; width: 30px; height: 30px; display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle;">印</div>	<p>土地区画整理法（抜粋） （測量及び調査のための土地の立入り等）</p> <p>第72条 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長（以下「機構理事長等」という。）は、第3条第4項若しくは第5項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第3条第1項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第3項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。</p> <p>7 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者又は前項の規定により植物若しくはかき、さく等を伐除しようとする者は、その身分を示す証票又は市町村長の認可証を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。</p>
---	---

## 【地区界測量範囲図】

